

令和3年3月18日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、本年3月10日、電気事業法第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に託送供給等約款の変更に係る認可申請を行いました。

経済産業省の審査を経て、本日、経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

なお、今回認可された託送供給等約款の実施時期は、令和3年4月1日となります。

- ・参考資料

[託送供給等約款の認可申請について（令和3年3月10日 お知らせ済み）](#)

以 上

令和3年3月10日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の認可申請について

当社は、本日、電気事業法第18条第1項^{※1}の規定にもとづき、「託送供給等約款^{※2}」の変更に係る認可申請を経済産業大臣に行いましたので、お知らせします。

今回の申請では、国の審議会における議論等を踏まえ、以下の内容について見直しを行います。

1. 主な変更内容

- (1) 1 需要場所複数引込み等への対応
- (2) 再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力に係る特別措置の設定
- (3) 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保費用に係る見直し
- (4) 損失率の見直し

2. 実施日

令和3年4月1日を予定しています。

3. 添付資料

- ・別紙「[託送供給等約款](#)」の主な変更内容
- ・[託送供給等約款変更認可申請書](#)

※1：一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。

以上

「託送供給等約款」の主な変更内容

(1) 1 需要場所複数引込み等への対応

契約者から申し出があり、かつ、災害による被害を防ぐための措置等に伴い必要な設備を新たに設置する際に、1 需要場所に複数引込により供給すること等が可能となるよう見直します。

(2) 再生可能エネルギー出力抑制時における自家発補給電力に係る特別措置の設定

当社が再生可能エネルギー出力抑制の可能性があることを公表した対象日時に、自家発補給に係る契約を結んでいる契約者から申し出があり、自家発補給電力を使用する場合、当該使用に伴う基本料金の増加が生じないこととする特別措置を設定します。

(3) 再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保費用に係る見直し

再生可能エネルギーの固定価格買取制度における交付金により拋出される再生可能エネルギーの出力予測誤差に対応する調整力の確保に係る費用のうち、小売電気事業者経由で交付される額について、当社が小売電気事業者から申し受けるよう見直します。

(4) 損失率の見直し

損失率を、過去3年（平成29年度から令和元年度）の実績の平均値に見直します。

< 見直し後の損失率 >

| 電 圧 | 現 行 | 見直し後 |
|-------------|------|------|
| 低圧で供給する場合 | 8.3% | 8.2% |
| 高圧で供給する場合 | 4.3% | 4.2% |
| 特別高圧で供給する場合 | 1.5% | 1.6% |

以 上